

決議第1号

市長及び副市長問責決議

上記の議案を別紙のとおり、須坂市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年7月2日 提出

提出者 須坂市議会議員 浅井 洋子
岩田 修二
浅野 隆義

市長及び副市長問責決議

須坂市がふるさと納税制度において取り扱った返礼品に関し、産地偽装が行われていた問題は極めて遺憾であり、本市の信用とふるさと納税制度そのものの信頼性を著しく損なう由々しき事態となった。

本件については、市が委託した返礼品提供事業者から令和6年12月16日に産地偽装の可能性があると報告を受けていたにもかかわらず、三木正夫市長は令和7年2月まで当該返礼品の募集を継続する判断を行い、中澤正直副市長もまた市政の要職として調査や総務省への速やかな報告等を怠り、必要な危機管理対応や是正措置を講じなかった。その結果、本市は総務省より令和7年6月17日付で「ふるさと納税の対象となる地方団体」から2年間、除外されるという、極めて重い行政処分を受けるに至った。

この問題は単なる事務的な過誤にとどまらず、市長・副市長双方が報告を受けながらも、十分な危機管理を行わず、適切な判断と行動を欠いたことに起因するものであり、市政におけるガバナンスの欠如を象徴する深刻な事案である。

また、この事態は須坂市の財政運営や市内事業者、地域経済全体に深刻な損害を及ぼし、多くの市民からは強い怒りと失望の声が寄せられている。特に情報公開の姿勢や説明責任の不十分さに対して厳しい指摘が相次ぎ、市政全体の信頼性が大きく揺らいでいる中、市長・副市長の責任ある対応が強く求められている。

よって、須坂市議会は、三木正夫市長および中澤正直副市長に対し、本件に関する重大な責任を厳しく問い、ここに問責の意を表明する。

令和7年7月2日